

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 （Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大分市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制（運営協議会・連絡協議会の構成員等）</p> <p>○拠点校の設置</p> <p>市内の拠点校（2校）に1名ずつ日本語指導専任指導員を配置しており、市内に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合は、日本語指導専任指導員が在籍校に出向き、当該児童生徒や教職員等との面談を経て、日本語指導の必要性について判断し、初期日本語指導を集中的に行う。また、児童生徒や保護者の実情に応じ、日本語指導講師や通訳の必要性について教育委員会担当課への情報提供を行ったり、在籍校の教員との情報共有により、児童生徒の実態に即した教材の開発を行ったりするなど、指導・支援体制の構築を図る役割を担う。（日本語指導専任指導員は教員免許が必要）</p> <p>○日本語指導講師等の派遣</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒や保護者に継続的な支援を行うため、日本語指導講師や母語が話せる通訳等を派遣し、円滑な学校生活を送ることができる役割を担う。（日本語指導講師は①大学で日本語教育を主専攻または副専攻して修了した者②民間団体等が主催する日本語教師養成講座を修了した者③日本語教育能力検定試験に合格した者のうち、いずれかの条件を満たす者とする。教員免許の有無は問わない）</p> <p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項（1）～（13）について、それぞれ記入すること</p> <p>（1）地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>日本語指導専任指導員2名と教育委員会担当者とで、毎月連絡会を実施し、対象児童生徒及び学校についての情報共有や取組に対する評価及び修正を行った。日本語指導講師の団体の代表者に対し、年2回（4月・3月）、日本語指導等支援事業に関する説明や協議を行った。</p> <p>（2）学校における指導体制の構築</p> <p>市内の拠点校（2校）に日本語指導専任指導員を配置し、日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合は、日本語専任指導員が在籍校に出向き、児童生徒等との面談等を実施し、集中的な日本語指導を行うなど、円滑な学校生活を送ることができるよう指導・支援を行った。</p> <p>（3）「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <p>「特別の教育課程」を作成した後、児童生徒の日本語の習得状況を基に「個別の指導計画」を作成し、定期的に見直しながら指導・支援を行った。</p> <p>（4）成果の普及</p> <p>日本語指導専任指導員及び日本語指導講師に対し、年2回（7月・11月）日本語指導に関する研修会を行った。日本語指導専任指導員と毎月1回打合せを行い、情報及び課題の共有を図った。日本語指導講師に対しては、電話で聞き取りを行い、実態把握や情報提供に努めた。</p> <p>（7）ICTを活用した教育・支援</p> <p>本市では、令和元年度より全ての教員にタブレット端末を支給しており、授業において積極的に活用するよう推進している。日本語指導専任指導員は、対象児童生徒への日本語指導において、タブレット端末を活用しながら授業を行っている。</p> <p>（10）日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>日本語指導専任指導員や日本語指導講師を日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ派遣し、日本語指導を行っている。</p>

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

日本語指導専任指導員と日本語講師及び学校関係者との連携強化及び資質向上のため、今後も引き続き連絡会や研修会を開催する必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

指導開始時及び指導者の交代時には、当該学校にて、担任、管理職そして指導者を出席者とする会議において、指導内容や進め方、日程について確認することができたことから、学校生活へのスムーズな適応及び日本語指導の充実につながったと考えている。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」に基づき、「個別の指導計画」を作成することで、児童生徒の目標が明確になり、個別、または少人数での指導が可能となり、対象児童生徒の日本語の習得が進み、少しずつ学校生活になじむことができた。日本語指導が必要な児童生徒の数が増加していることから研修会等を通じ、取組を共有していく必要がある。

(4) 成果の普及

研修会や連絡会の実施により、日本語指導専任指導員については、担当している児童生徒の困りや手作り教材等を紹介し合い、それぞれの指導に生かすことができた。日本語指導講師については、文部科学省作成の資料や教材等を提供したり、学校との調整を支援したりするなど連携することができた。今後も引き続き、研修会や連絡会を通して、定期的に教材の共有や児童生徒の情報交換を行っていきたい。

(7) ICTを活用した教育・支援

タブレット端末を活用した授業では、対象児童生徒一人一人の日本語能力や興味・関心に応じて教材を提示し、児童生徒が意欲的に日本語を学べるよう創意工夫している。児童生徒がタブレット端末の画面を見ながら体を動かしたり、日本語を発声したりするなど、積極的に学ぶ姿が見られた。今後は、活用した教材を共有していくことで、効果的に日本語指導を行うことができると考えている。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導専任指導員が来日直後等の対象児童生徒に対して、初期の日本語指導を集中的に行うことで、児童の日本語の習得も促進された。日本語指導講師についても、各学校において取り出し指導を行うことで、児童生徒の日本語の定着状況に合わせて、きめ細かな指導を行うことができた。生活言語はどの児童生徒においても定着しつつあるものの、学習言語は定着が難しい状況にある。また、日本語指導が必要な児童生徒数が増加傾向にあり、講師の人材確保が課題である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・ 児童生徒数	0人 (0園)	23人 (14校)	7人 (7校)	4人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で 指導を受けた児童生徒数		23人 (14校)	7人 (7校)	4人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他（今後の取組予定等）

- ・日本語指導支援員の増員を図るために、日本語指導支援団体と連携を図る。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の増加を見据え、本市の支援体制の更なる充実を図る。

※枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない）成果物等があれば別途提出すること。
 ※事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9（添付1）の5. 成果イメージ資料の
 ポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。